

# 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症対策として、本年3月2日（月）から学年末休業の開始までの間、全県立学校の一斉臨時休業を実施したところであるが、国の専門家会議の提言や国が示した学校再開ガイドライン等から、集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場」を徹底的に避ける等の対策が有効との知見が得られたこと、児童生徒の学習の遅れや心身の健康への影響が懸念されることから、関係部局とも十分に協議した上で、4月の始業式から県立学校における教育活動を再開している。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知している。

## I 全県での対応状況

### 1 学校の再開状況

#### (1) 県立学校

- ・全校で始業式から教育活動を再開している。

#### (2) 市町村立学校

- ・総社市立及び赤磐市立を除く市町村（組合）立の学校で教育活動を再開している。  
※総社市は5月6日（水）まで、赤磐市は4月20日（月）まで休業を延長している。

### 2 学校再開に当たって特に留意するよう指示した事項

#### (1) 登下校時間における混雑の緩和

- ・電車を使って通学する生徒が多い高等学校等について、通学の混雑を避けるため、始業時間を遅らせて授業を開始すること。
- ・特別支援学校のスクールバスのうち、児童生徒の密度の高いものについては、台数を増やし、密集状態を緩和すること。

#### (2) 感染リスクを下げる環境の確保等

- ・児童生徒の毎朝の健康観察や、マスクの着用、手洗い、消毒、教室等の換気を実施すること。

#### (3) 学習指導

- ・必要に応じて補充のための授業等を実施することにより、一斉臨時休業に伴い、学年末に実施できなかった単元等の定着を図ること。
- ・補充のための授業の実施により増加する授業時数については、児童生徒や教職員の負担に配慮しつつ、長期休業の短縮による時間確保等、適切な方策を検討すること。

#### (4) 年度当初の学校行事

- ・宿泊を伴う行事等については、中止又は延期を検討すること。

#### (5) 部活動

- ・屋外や屋内でもドアや窓を広く開けるなど、十分に換気できる環境で実施すること。
- ・密集せず距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫を行うこと。
- ・合宿や対外試合等は当面行わないこと。

### 3 再度の臨時休業等について

- ・学校や地域で感染者が発生した場合は、再度の臨時休業等について県教育委員会が関係部局と協議の上、判断する。

## 4 その他

### (1) 出欠の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症に関し、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取り止めることが特に必要であると校長が認める場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。

### (2) 学力・学習状況調査の取扱い

- ・全国学力・学習状況調査については、文部科学省において、一斉臨時休業の影響を考慮し、4月16日の実施を取りやめ、今後の取扱いを再検討することとしている。また、岡山県学力・学習状況調査については、全国調査と同様の取扱いとする。

※なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合がある。

## II 岡山市内に所在する県立学校等の対応状況

岡山市内では感染の発生が続いていることや、感染経路が特定できない感染者がおり、その経路について調査中であることから、岡山市内に所在する県立学校については、4月19日（日）までの期間において、次のとおり対応している。

なお、特別支援学校については、児童生徒等の健康・安全について特に留意する必要があることから、県立特別支援学校全校で岡山市内に所在する県立高等学校と同様の対応としている。

### 1 教育活動の状況

#### (1) 授業形態

- ・登下校時の混雑を避けることや生徒が集まる時間をできる限り減らすため、短縮した授業形態とする。

(対応例：各学校の状況を踏まえ判断)

半日程度の授業とする。

始業時間を遅らせ、下校時間を早める。

一単位時間を短くした短縮授業とする。

- ・短縮した授業形態の期間を活用して、教職員はICT等による家庭学習支援の準備・研究等を行う。

#### (2) 部活動

- ・部活動は実施しない。

### 2 今後の対応

- ・4月20日（月）以降の対応については、今後の県内の感染状況等を踏まえ検討する。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（4月20日以降）

県立学校では、国の学校再開ガイドライン等を踏まえ、本県の状況について関係部局等とも十分に協議し、集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場」を徹底的に避ける等の対策を行った上で、4月の始業式から教育活動を再開している。

その上で、特に岡山市内の県立高等学校（中学校・中等教育学校を含む。以下同じ）及び全ての県立特別支援学校については、短縮した授業形態や部活動停止などの対応を継続するとしていたが、県南部で感染者が増加しており、感染経路を特定できない感染者が複数発生していることや、隣接する兵庫県や広島県で感染が拡大していることから、次の対応を行う。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

### 1 県南部の県立高等学校の対応

#### （1）対応の内容

- ・ 県南部の感染者増加等の状況を踏まえ、通学時等の感染リスクの回避や生徒・保護者の不安解消のため、岡山・倉敷・西備・東備学区に所在する県立高等学校は臨時休業とする。
- ・ 臨時休業により学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習に必要な課題を課すことやICTの活用等により指導を行う。また、生徒の生活や学習状況を把握し、指導等を行うため、週に1・2日程度の登校日を必要最小限の時間で学校の実情に応じて設定する。

#### （2）期間

- ・ 4月20日（月）から5月6日（水）までとする。

### 2 県南部以外の県立高等学校の対応

- ・ 美作・備北学区に所在する県立高等学校については、4月3日（金）に新型コロナウイルス感染症対策本部会議で示した感染防止対策の徹底を図りながら、教育活動を継続する。
- ・ 今後、各地域における感染者の発生状況等により、関係部局と十分協議の上、臨時休業の実施等について県教育委員会が判断する。

### 3 県立特別支援学校の対応

- ・ 全ての県立特別支援学校において上記1（2）の期間について臨時休業とするが、やむを得ず児童生徒等の居場所を確保できない場合は、スクールバス等の対応を行った上で、学校において預かる。

#### 4 教育委員会所管の社会教育施設等の対応

##### (1) 県外利用者の多い施設等

- ・特別史跡旧閑谷学校、古代吉備文化財センター展示室については、県外からの来所が想定されることから、4月20日（月）から5月6日（水）まで臨時休所とする。

※岡山県立博物館は、4月1日（水）から休館中

##### (2) 岡山県立図書館

- ・岡山県立図書館については、4月20日（月）から5月7日（木）まで臨時休館とするが、4月20日以降についても、インターネット、電話等で予約のあった書籍等についてはカウンターで貸出しを継続する。

## 県立学校等における新型コロナウイルス感染症への対応について

4月16日（木）に国の緊急事態宣言の対象地域が拡大されたことに伴い、外出自粛の要請等を行うことから、県立学校等について、次の対応を行うこととする。  
また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

### 1 県立学校の対応

- 全ての県立学校69校を臨時休業とする。
  - ※中学校3校、中等教育学校1校、高等学校51校、特別支援学校14校
  - ※県北部（美作学区、備北学区）に所在する県立高等学校等12校（中学校1校、高等学校11校）については、教育活動を継続することとしていたが、県南部の県立高等学校等と同様に臨時休業とする。
- 臨時休業の期間は、4月20日（月）から5月6日（水）までとする。

### 2 教育委員会所管の社会教育施設等の対応

- 県立図書館については、4月20日（月）から5月7日（木）まで臨時休館とし、臨時休館中の予約のあった書籍等に係るカウンターでの貸出業務は4月26日（日）までとする。

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長  
(公印省略)

新学期からの県立学校における教育活動の再開等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月28日付け教政教646号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」及び令和2年3月16日付け教政教668号「学年末休業期間以降における新型コロナウイルス感染症への対応について」等に基づき対応しているところです。

このたび、令和2年3月19日開催の国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」からの提言及び令和2年3月20日開催の国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」の方針を受け、令和2年3月24日付けで文部科学省から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、本県においては、当該通知の趣旨を踏まえ、集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避ける等の対策（①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える）を行った上で、本年4月の始業式から学校における教育活動を再開することとします。

しかしながら、県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、各学校においても、いつ感染が起きてもおかしくないという危機感を持ち、児童生徒等の健康・安全を第一に考え、次の事項に特に留意の上、学校再開の準備を行っていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 感染リスクを下げる環境の確保等について

(1) 毎朝の健康観察の実施

- ・児童生徒は、保護者の協力を得て、登校前に必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見ること。
- ・登校時には、教職員は児童生徒の家庭での検温結果を確認するとともに、検温を忘れた児童生徒には必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、登校後に発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には、別室で待機させ、保護者と連絡を取った上で帰宅させること。

- ・教職員は出勤前に必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合は出勤しないこと。
- (2) マスクの着用
- ・咳エチケットを徹底する指導を行うとともに、マスクの着用を促し、児童生徒等での飛沫による感染リスクを最小限に抑えること。(現在、マスクの確保が困難な状況にあるため、保護者に手作りマスク作成の協力を呼びかけることなども考えられる。)
- (3) 手洗いの実施
- ・休憩時間等には手洗いを励行すること。その際、効果的な手洗いの方法についても指導すること。また、手洗いに必要な物品等の配備についても、十分に注意を払うこと。
- (4) 消毒の実施
- ・始業前などに、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒を行うこと。
- (5) 教室等の換気
- ・休憩時間等には、その都度、全ての窓を開けて教室内の換気を行うこと。

## 2 学習指導について

- (1) 実施できなかった単元等の指導
- ・一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の実態等を踏まえ、必要に応じた補充のための授業等の実施により、学年末に実施できなかった単元等の定着を図ること。
  - ・実施できなかった単元等については、学校内での確に把握するとともに、新年度の担当の教員に引き継ぎ、児童生徒の学習に不利益が生じないように努めること。
- (2) 授業時数の確保
- ・補充のための授業の実施により増加する授業時数については、今後、児童生徒や教職員の負担に配慮しつつ、長期休業の短縮による時間確保等、適切な方策を検討すること。

## 3 行事等への対応について

- (1) 始業式
- ・始業式等の式典や集会は、教室等での放送による実施に変更するなど、多くの人数が一堂に会する状況を極力避けること。
- (2) 入学式
- ・入学式については、会場の換気に配慮するとともに、卒業式に準じて必要最小限の時間・人数で実施すること。
- (3) 年度当初の宿泊を伴う行事等
- ・年度当初（概ね5月まで）に予定されている宿泊を伴う行事や多人数が一堂に会する講演会や発表会等については、中止又は延期を検討すること。なお、修学旅行については、その教育的意義や生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく、延期を検討すること。

#### 4 部活動について

- ・引き続き、学年末休業及び学年始め休業期間中については、部活動を行わないこと。
- ・新学期からの再開に当たっては、今後別途通知する内容に留意すること。

#### 5 給食について

- ・給食については、予定どおり実施するが、再開に当たり衛生環境の確認を十分行うとともに、その後も継続して衛生管理に最大限の注意を払うこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒や教職員の服装や手洗い等を点検するとともに、児童生徒等全員の食事前の手洗いの徹底や、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど飛沫を飛ばさないための対応を行うこと。

#### 6 再度の臨時休業について

##### (1) 学校で感染者が発生した場合

- ・児童生徒又は教職員の感染が判明した場合には、臨時休業の実施の有無、規模及び期間等について、県教育委員会が関係部局と協議の上で判断するので、県教育委員会と十分に情報共有を図ること。
- ・その際の対応の目安は次のとおりであるが、個別の状況に応じて判断することとする。  
(対応例)

◇児童生徒 1 名が感染した場合：当該児童生徒の在籍する学級の臨時休業及びその他の濃厚接触者の出席停止等の措置をとる。

◇複数の児童生徒が感染した場合：学校を臨時休業とする。

##### (2) 地域で感染者が発生した場合

- ・学校が所在する地域等において感染者が多数発生した場合には、地域全体での感染拡大の防止を目的に臨時休業を行うこともあり得るため、県教育委員会が関係部局と協議の上で判断するので、県教育委員会と十分に情報共有を図ること。

#### 【本件問い合わせ先】

県教育庁教育政策課	電話 (086) 226-7571 (全般的事項に関すること)
県教育庁財務課	電話 (086) 226-7572 (就学援助等に関すること)
県教育庁教職員課	電話 (086) 226-7579 (教職員の服務に関すること)
県教育庁高校教育課	電話 (086) 226-7585 (高等学校に関すること)
県教育庁義務教育課	電話 (086) 226-7584 (中学校に関すること)
県教育庁義務教育課生徒指導推進室	電話 (086) 226-7589 (生徒指導に関すること)
県教育庁特別支援教育課	電話 (086) 226-7912 (特別支援学校に関すること)
県教育庁保健体育課	電話 (086) 226-7592 (運動部活動に関すること)
県教育庁生涯学習課	電話 (086) 226-7596 (文化部活動に関すること)
県教育庁福利課	電話 (086) 226-7603 (教職員の福利厚生に関すること)



県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における  
今後の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月24日付け教政教第684号「新学期からの県立学校における教育活動の再開等について」に基づき、教育活動を再開しているところです。

しかしながら、県南部で感染者が増加しており、感染経路を特定できない感染者が複数発生していることや、隣接する兵庫県や広島県で感染が拡大していることから、県立学校における教育活動について、次のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 県南部の県立高等学校（中学校・中等教育学校を含む。以下同じ。）の対応について

(1) 対応の内容

- ・県南部の感染者増加等の状況を踏まえ、通学時等の感染リスクの回避や生徒・保護者の不安解消のため、岡山・倉敷・西備・東備学区に所在する県立高等学校は臨時休業とする。

(2) 期間

- ・令和2年4月20日（月）から5月6日（水）までとする。

(3) 学習指導等

- ・臨時休業により学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習に必要な課題を課すことやICTの活用等により指導を行うこと。
- ・生徒の生活や学習状況を把握し、指導等を行うため、週に1・2日程度の登校日を、必要最小限の時間で学校の実情に応じて設定すること。
- ・部活動は行わないこと。

#### (4) 生活指導等

- ・休業に入る前に、次の点を生徒に徹底すること。

①無症状又は症状の軽い人が、感染に気が付かないまま街を出歩いて、感染を拡大させている可能性があり、そうした中に生徒が外出することで、生徒自身が感染し、さらには、高齢者等を含む家族内感染を引き起こす可能性もあるので、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすこと。

②やむを得ず、外出する際には次の点に留意すること。

ア 飛沫感染を最小限に抑えるためマスクを必ず着用すること。

イ 人との距離を十分とること。(少なくとも2m以上)

ウ 外出した際には、必ず手洗いをすること。

エ 大型量販店等の多くの人が集まる場所や、「3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が同時に重なる場」となるカラオケボックスやライブハウス等は感染リスクが高いことから出入りしないこと。

オ 感染者が急増している地域へ出かけないこと。

## 2 県南部以外の県立高等学校の対応について

- ・美作・備北学区に所在する県立高等学校については、令和2年3月24日付け教政教第684号通知で示した事項に留意の上、感染防止対策の徹底を図りながら、教育活動を継続する。
- ・今後、各地域における感染者の発生状況等により、関係部局と十分協議の上、臨時休業の実施等について県教育委員会が判断する。

## 3 県立特別支援学校の対応について

- ・全ての県立特別支援学校は、上記1(2)の期間臨時休業とし、指導については、上記1(3)及び(4)に準ずることとする。
- ・やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合、スクールバスを運行し、学校において児童生徒等を終日預かる対応をとること。なお、昼食は弁当持参の対応とし、寄宿舎は、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

### 【本件問い合わせ先】

県教育庁教育政策課	電話 (086) 226-7571 (全般的事項に関すること)
県教育庁高校教育課	電話 (086) 226-7585 (高等学校に関すること)
県教育庁義務教育課	電話 (086) 226-7584 (中学校に関すること)
県教育庁義務教育課生徒指導推進室	電話 (086) 226-7589 (生徒指導に関すること)
県教育庁特別支援教育課	電話 (086) 226-7912 (特別支援学校に関すること)
県教育庁保健体育課	
健康・安全教育班	電話 (086) 226-7591 (健康管理に関すること)
学校体育班	電話 (086) 226-7592 (運動部活動に関すること)
県教育庁生涯学習課	電話 (086) 226-7596 (文化部活動に関すること)